

令和6年4月1日
環 境 清 掃 部

令和6年度指定管理者の運営評価方針について

1 評価の目的

指定管理者制度のマネジメントを通じて、指定管理者制度導入の目的(住民サービスの向上・経費の効率的な活用)が、どの程度達成されているかを検証し、結果に基づく指導・助言を通じて制度導入目的の達成度を高めていく。

2 評価組織

指定管理者が実施した管理運営業務を評価するため、「目黒区付属機関の設置に関する条例」の規定に基づき、目黒区エコプラザ指定管理者運営評価委員会(以下「運営評価委員会」という。)を設置し、目黒区エコプラザ指定管理者運営評価委員会要綱に基づき運営評価委員会を開催する。

3 評価対象施設

運営評価委員会の評価対象施設は、目黒区エコプラザとする。

4 評価の方法

選定時の評価項目等を基本とし、別添の目黒区エコプラザ指定管理者運営評価基準(令和2年4月1日付け目環環第492号により決定、以下「評価基準」という。)に基づき、指定管理者から提出された事業報告書、指定管理者が行うアンケート調査の結果及び指定管理者の自己評価などを参考に運営評価委員会が総括的に評価を行う。

(1)指定管理者が行うアンケート調査

利用者の意見及び要望等のニーズを把握するとともに、利用者の満足度を評価するため、指定管理者によるアンケート調査を実施する。

(2)指定管理者の自己評価

選定時の評価項目に基づき指定管理者が自己評価を行う。

(3)現地調査

指定管理者の業務の遂行状況及び実績を確認するため、必要に応じて現地調査を実施する。

(4)総括評価結果の取り扱い

総括評価の結果に基づき、下記5のとおり評価結果を公表するとともに、必要な指導・助言を行い、指定管理者と協議しながら事業計画への反映や業務の改善を図る。

5 評価結果の公表

指定管理者制度の導入結果の検証等を図るため、7月中を目途に区公式ウェブサイトにより評価結果を公表する。

なお、区公式ウェブサイトの掲載時期は、都市整備部と調整する。

6 今後の予定

4月中旬 運営評価委員会に係る資料提出を指定管理者へ依頼

5月中旬 運営評価委員会開催・評価報告

～6月中旬

7月10日 都市環境委員会への報告

7月下旬ごろ 評価結果公表

以 上